

企業年金裁判の動向について

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

59

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

107

(発行年 / Year)

2012-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021134>

企業年金裁判の動向について

高橋彦博

はじめに

- 1, 不定形状態にある企業年金制度
- 2, 松下年金訴訟における「制度的契約論」の提起
- 3, 「制度的契約論」をめぐる民科法律部会の論議
- 4, NTT行政裁判における厚生労働省の「答弁書」
- 5, 企業年金受給権をめぐる最高裁判決の揺らぎ
- 6, 法解釈学としての「関係的・制度的」契約論
- 7, おわりに
— 「市場の論理」を覆う「市民の論理」

はじめに

市民社会の構成原理として「契約の遵守」があるが、現代社会における市民の契約関係は大きく変貌しつつある。以下においては、市民的契約関係の今日的動態に、近時、頻発した企業年金の減額訴訟を総体的に概観することによって接近を試みることにしたい。

国民年金、厚生年金と区別された企業年金においては、2000年代に入って異常と言えるほどの減額問題の出現に直面することになった。松下電器退職者、NTT退職者、早稲田大学退職者、TBS（東京放送）退職者、りそな銀行（旧大和銀行、旧あさひ銀行、旧協和銀行）退職者などが企業年金減額問題をめぐって、東京地裁、大阪地裁、大阪地裁に提訴する事態が生じている。

2003年5月 松下電器・年金受給者—大阪、大阪地裁に提訴

2004年9月 NTT・年金受給者—東京地裁に提訴

2004年4月 早稲田大学・年金受給者—東京地裁に提訴

2005年2月 TBS（東京放送）・年金受給者—東京地裁に提訴

2005年6月 りそな銀行退職者・年金受給者—東京地裁に提訴

これらの訴訟は、それぞれの企業で発生した法的紛争として独自の経過を辿っており、それぞれの地裁、高裁、最高裁の判決内容が示しているように独自の展開を示した。ただし、これらの訴訟は、NTT行政裁判のケースを除き、「和解」ないし受給者側の「敗訴」に終わっていて一般的な「受給者の会」の減額訴訟における「原告勝利」の例は出現していない¹⁾。

契約は遵守されなければならないとする現代社会を構成する基本的通念があるにもかかわらず、これらの企業において確定されていた年金が減額される事態が生じ、企業による減額が司法の場において正当化されるのが通例となりつつあるのである。企業年金減額問題で見ると、現代社会において契約遵守の基本的通念は見失われつつあり、場合によっては崩されされつつあると見受けられるのであった。では、そのような事態はどのようにして生じたのであったか。今日の状況における契約理論の動態を企業年金減額訴訟における敗訴の実態において把握することにしたい。

(注) 本稿は法政大学社会学部における2007年—2010年・科研費研究プロジェクト「公共圏の創生と規範理論の探求-基礎理論の検討」(代表: 船橋晴俊) に提出されたペーパーに加筆・訂正を試みた一論である。2010年3月に冊子体となって配布されたペーパーのタイトルは「契約理論の動態—内田貴氏の〈制度的契約論〉を巡って」であった。

1, 不定形状態にある企業年金制度

国民年金、厚生年金と区別される企業年金は「自社年金」としてきわめて多様な実態にある。2001年に確定拠出年金法、2002年に確定給付企業年金法が施行されているが、この「年金二法」にも包括されない企業年金が数多く「自社年金」として存在し機能している。経済成長に対応して多様な展開が志向された企業年金であったが、制度として確定されることがないままに不定形な運用における機能発揮を迫られている実態にある。

①構成原理の多様性

一般に企業年金は退職金の一形態であり、それは後払いの賃金であると理解するのが通説となっていた。しかし、他方で、企業年金は企業による恩恵給付であるとする理解が根強く主張されていた。高裁判決で、企業年金は恩恵給付であるとする規程が承認された例もあった。

一方で、企業年金給付は給与支出の一部であり、それは、人件費支出における付加的な支払いになっているとする理解が示され、他方で、それは、企業における選択的な支払いになっているとする理解が示されてきた。

企業年金の利回り率が安定していれば年度決算は拠出金に依拠する賦課方式で処理されるが、利回り率が不安定な場合、積立金方式へ移行され、責任準備金の蓄積が課題とされ、そのための負担が年金負債とされる対応が通常化される²⁾。

ここで、そもそも企業にとって企業年金の支給はどのような意味を持っていたのか、それは、単なる冗費にすぎなかったのか、その意義付けが問われることになった。さらに、高齢化社会にあって、退職者の生活設計における年金生活の位置付けが問われることになった。

②受給者組織の多様性

退職者有志によって「企業年金の受給権を守る連絡会」が組織され、東京の文京区で発足したのは2005年であった。「連絡会」への参加団体は、松下電器「契約遵守を求める会」、りそな銀行「年金裁判を支援する会」、TBS(東京放送)「年金受給者の会」、早稲田大学「年金裁判の会」、法政大

学「年金受給者の会」、明治大学「年金受給者の会」、KDDI東京「企業年金ユニオン」、NTTグループ「企業年金改悪反対東京連絡会」、日本航空「労組OB」など、多彩であった。

企業年金受給者による組織が労働組合としての機能発揮を志向している例は「KDDI東京」の場合に止まり、その他の組織は「受給者の会」を名乗る市民団体的構成を特徴とする大衆運動を自認している。「受給者の会」にあっては集団行動が取り組まれても「動員方式」はとられず、「集団行動」と「団体行動」の区分が自覚されている。

あえて、企業年金連絡会参加団体の組織的特長に注目すれば、次のような分類が可能となる。

- (イ) 大企業内少数派による異議申し立て—KDDIユニオン、りそな
- (ロ) 裁判闘争原告団を主体とする受給者の会—松下、NTT、TBS、早大
- (ハ) 制度運用を自覚する受給者による参加型運動—日航、明大、法大

これらの中で、企業年金における受給者の運動が市民運動の態様で展開されている特長的な例としてTBS（東京放送）の運動を挙げることができる³⁾。

TBSにおいて、「受給者の会」は、減額訴訟にあたって数百人の原告団を組織したが、その上で、「数人の代表者を選定し、その数人に訴訟進行を委託する」という「選定当事者方式」の有効性を開拓した。この方式によって、TBSの受給者は、裁判費用の抑制と事務連絡の簡素化に成功している。

また、TBS（東京放送）の運動においては、市販の会計ソフトを使用し、会社側の「連結決算」に対抗する独自の決算を行い、「経営悪化」を唱える会社側の主張に対する実証的論駁を加えることに成功している。

③行政指導の多様性

企業年金の受給者たちは厚労省の行政指導に面して柔軟な対応の姿勢を示した。行政指導を一面的に「資本の論理」の発動であるとして画一的に排除する姿勢をとることはなかった。

旧厚生省が企業年金に関して1997年に発した「年金局長通知」がある。この通知の核心部分においては、企業年金の減額措置には「受給者の三分の二の同意」が必要であるとする条件設定がなされていた。受給者の間で、この「三分の二条項」を減額許容条件と見なすか、減額規制条件と見なすかが論議された。多くの企業において「三分の二条項」がクリアーされ、場合によっては数十パーセントの年金減額が実施されていた。「企業年金連絡会」はこの年金局長通知に対し、数次に亘る抗議行動を展開している⁴⁾。

実際のところ、多様な受給者団体における旧厚生省の局長通知に対する反応は多面的なものとなっていた。「連絡会」の主要参加団体であるりそな銀行の受給者の会が、発足時点で、「2/3条項」の遵守を要請する立場を明示し、その立場からする地裁提訴を行った例があった。「連絡会」に参加する自社年金として共通する早大、明大、法大の三私立大学の場合、減額問題に対する第一ステップとして「2/3条項」を活用する姿勢は共通していたが、局長通知に対する基本的対応姿勢には当初から違いがあった。早稲田においては当初から局長通知に対する原理的対決の姿勢が明示されていた。法大においては1994年、1999年と続けて「2/3条項」で減額阻止に成功する実績を挙げ

ていた。企業年金受給者の対応には、「2/3 条項」を行政における社会的公正観念の発動であるとして肯定的に評価する動向が含まれていたのである。

厚労省の「次官」職には旧厚生省の官僚と旧労働省の官僚が交互に就いていたことが聞き取りによって明らかにされていた。厚生省にはかつての旧労働省の人脈が伝えられていたものであり、そこにあったのは「内務省社会派」官僚の矜持であった。第二次大戦後の激変する労使関係にあって発揮された実績のある「総資本の英知」はその後の厚労省に継承され、経団連に代表される日本的経営のモラルハザードに抗する姿勢が保持されているはずであるとする受給者の期待には十分な歴史的根拠があった。

2, 松下年金訴訟における「制度的契約論」の提起

松下電器における企業年金減額訴訟においては、被告側から選定された東京大学の内田貴教授による「鑑定意見書」が2004年4月13日付けで法廷に提出された。「鑑定意見書」（意見書）は、裁判所が「鑑定人」に鑑定事項を指示して報告を受ける「鑑定書」と違い、被告または原告が選定した「鑑定者」による任意の意見提出として位置づけられている。公判の運用においては参考意見として位置付けられ、意見内容の村度は裁判官の判断に委ねられている⁵⁾。

内田貴教授は、『民法 I～IV』（東京大学出版会）を刊行し、高文試験の出題委員も務めた著名な民法学者であったが、日本の現代社会における「契約関係」の実態分析で成果を挙げている「法社会学者」でもあった。その内田氏によれば、日本の現代社会における「契約」関係の実態はかつて「瀕死の病人」と言える状態にあった。それで、内田氏は、1990年に刊行した『契約の再生』（弘文堂）において「契約を死から救い、現代において再生することを企図」したのであった。

1990年に「契約の再生」として内田氏が求めたのは、民法典がモデルとしていたような「典型的な契約のイメージ」の再生ではなかった。現代社会において契約関係は「個々の自由な意思の関係」において成立するのではなく「社会的関係の制度化」として成立しているとするのが内田氏による「新たな契約論」であった。それは、一言で言えば「関係的契約論」であった（『契約の時代—日本社会と契約法』岩波書店、2000年）。

内田氏における現代社会の「関係的契約論」の特徴は次の諸点にあるとされた。

(1) 典型的な契約イメージからの脱出。

「見ず知らずの他人が会って交渉し、すべての条件を詰めて合意をする。そして、何か終了原因があれば消えるという、典型的な契約のイメージを前提にする限り、現代においては契約は危機に瀕している、ということはいえるだろう。」（『契約の時代』p.24）

(2) 「社会関係」そのものに契約の拘束力を見出す。

「ここで注目されるのがアメリカのイアン・マクニールが主張した《関係的契約》という観念である。簡単に言えば、意思を中核とする古典的な契約像に対して、社会関係そのものが契約の拘束力を生み出し、また様々な契約上の義務を生み出すという契約像を《関係的契約》というモデルとして提示し、

現実の契約は、古典的な契約と关系的契約という二つの極の間で、双方の要素を様々な度合いに併せ持つ形で存在していると見る。」(『契約の時代』 p30)

(3) 契約関係を「協働」(cooperation) 関係と捉える。

「そこでは、《契約とは当事者の合意であり、契約上の義務は当事者の意思のみに基礎付けられる》という近代契約法的前提は怪しくなる。現実の規約関係は、当事者の合意だけが支配する世界ではない。信頼関係とは、いちいち合意しなくても、相手を信頼してまかせられる、ということであり、契約関係を協働の関係として捉える視点が必要となるだろう。」(『契約の時代』 pp.321-324)

ところで、内田氏が松下年金訴訟における2004年の「鑑定意見書」で述べた企業年金に関する理論構成は「关系的契約論」を変化させた「制度的契約論」となっていた⁶⁾。内田氏の「关系的契約論」は企業年金である松下年金訴訟に直面することによって「制度的契約論」に昇華し、法解釈学としてより明確に顕示されていた。

内田氏はこれまで、たとえば『契約の再生』(1990年)や『契約の時代』(2000年)で見えてきた「关系的契約」について、それは取引行為を遂行するための契約であったとする。しかし、公的制度を代替する関係として登場した「制度的契約」は、それら「关系的契約」とは「まったく異なる性質を有している」と説明する。

内田氏における「关系的契約」説の「制度的契約」説への転化の背景にあったのはグローバリズムの認識であった。内田氏は松下年金提訴で提起した「鑑定意見書」で言う。

「ところが、東西対立の消滅後のグローバリズムの中で、市場主義的発想が拡大す、るとともに、従来公的制度がカバーしてきた課題の中に市場が機能する領域の存在が指摘され、可能な限り市場メカニズムを機能させるべきことが主張されるようになった。こうして制度に代替するものとして登場した契約を、通常の市場取引において用いられる《取引的契約》との対比で《制度的契約》と呼ぶことができる。」

内田氏は、『契約の時代』に続く新たな著作『制度的契約論—民営化と契約』(羽鳥書店、2010年)の第三章でより新たな契約観念として「制度的契約論」を提起し、その特徴について次のような説明を行った。(以下、『制度的契約論』 p.57からの摘記。)

- (1) 特定の当事者同士の契約関係でありながら「一方当事者が、同様な契約を結んでいる他の当事者や、まだ契約関係にない潜在的な当事者への配慮を要求されるような性質の契約が存在する。」
- (2) それは「国が財やサービスを国民に対して提供する場面で要請される配慮と共通している。」
- (3) そのような配慮の要請される「私人間の契約」を「ひとつのカテゴリー」として把握し、その特質を理論的に探るためには、そのような契約に共通の名称を与えることが便宜である。「《制度的》という表現を用いることにしたい。」
- (4) 換言すれば、「個別の私的取引」と異なり、「国や公共団体にの制度に見られるような性質が、ある種の契約に見出されるという理解」である。

たとえば、松下電器の福祉年金は「約款論」「事情変更論」「不利益変更論」の側面において個別の契約関係を越えた制度的契約となっているのであり、それは「制度的契約のさきがけ」となっているものであった。

内田氏によって「制度的契約論」は、典型的な商取引観念である「取引的契約論」に「対比」される位置づけを与えられていた。内田氏にあって、氏の「法解釈」学は、「法操作」学の域へ達していたと見ることができる。

ところで、かなり柔軟な方法と論理を駆使する内田氏の「制度的契約論」であったが、そこにおいては、当初から、「事情変更の原則」が⁶無規定に発動されることはなく、それは「契約の神聖 (sznctity ob contracts)」に対する「例外の法理」としてのみ承認されていた。「事情変更の原則」は、「契約は守られねばならない (pacta sunt servanda)」とする原則に対して「契約の解除」という法技術によってのみ正当化されるものであるとされていた。「事情変更の原則」によって「契約の改訂」が放恣の領域に委ねられることはなかった⁷。

松下電器の減額訴訟に関して提出された内田氏の「鑑定意見書」においては、「制度的契約論」は、「就業規則不利益変更法理」の適用を利用する立場を示していたが、無条件に「事情変更の原則」の適用を認める理論的立場を提示するものとはなっていなかった。松下電器の減額訴訟において内田氏の「鑑定意見書」が強い影響力を發揮し、地裁判決において「制度的契約論」が全面的に採用されたことは確かであったろうが、そこでは、法の理論と司法の実態との間にある緊張関係が直視され、法の操作にあたって法解釈学の「学」としての視点が堅持されていた点に注目しておきたい。

3、「制度的契約論」をめぐる民科法律部会の論議

松下年金裁判において、「川角意見書」(注5, 参照)は約款論の立場から松下年金減額の手続きにおける不十分さを指摘するものとなっていた。松下電器において年金規程は「周知」も「開示」もされていなかった事実を指摘し、「約款取り込み」の有効性を問う視点で減額措置の無効を主張するのが「川角意見書」であった。松下電器の減額措置の有効性評価に関して「内田意見書」と「川角意見書」が被告側提出と原告側提出の準備書面として真正面から対峙する位置にあったことは明らかであった。

ところで内田教授の「制度的契約論」と川角教授の「市民法的約款論」の対峙する関係は松下年金裁判の「法廷」から出て、「学会」において論じられる拡がりを持つことになった。「川角意見書」における「制度的契約論」への対応が松下年金減額裁判の法廷から離れ、法の理論の領域で論者を拡大して展開されている以下のような例がある。

民主主義科学者協会法律部会の「学術総会」が2008年11月15日、明治大学で開催されることになり、そのコロキウムで川角教授が「企業年金契約は『契約』か『制度』か?—『市民法論』と内田・制度的契約論との関係」と題して報告することになった⁸)。ただし、川角教授の報告は、なぜか、「都合により取りやめ」となっている。

川角教授に代わって「市民法的契約論」の立場から「制度的契約論」を論じたのは、民科の総会におけるコロキウムの企画者であった新潟大学の神部英彦教授であった。神部教授は、内田教授の

「制度的契約論」が「外部性」の承認を特徴としている点に注目する。企業年金契約のみならず、学校教育契約、保護・保育契約などの具体的な「制度的契約」においては契約の主体者が「相手方のみならず、それ以外の当事者への配慮が要求される立場」に置かれているのであった。マクロな視点からすれば、「市民社会」における契約当事者は社会的拡がりにおいて「企業・市場の制御」を受けているとする認識が認められることになるのであった。

神部教授によれば、川角教授の約款論は整然としているが、「制度的契約論」には約款論の延長線上では論じつくせない「契約の外部性」論が含まれているのであり、その部分について川角教授が「市民法的契約論」の未成熟と見なしているところに問題があるとされたのであった。おそらくは、そのような検討課題が自覚され、総会開催直前において川角教授の報告が取り止めとなり、神部教授の報告に差し替えられた経過となっていたのではなかろうか⁹⁾。

明治大学のりパティ・タワーで開催された民主主義科学者協会の総会においては、内田教授の「制度的契約論」に対応する神部教授の「契約の外部性」認識論を支持し、補充する議論として次ような報告がなされている。

秋元美世（東洋大学）『措置』から『契約』へ—社会福祉と契約—

小川祐之（拓殖大学）「まちづくりと『契約的手法』」

根本到（大阪市立大学）「労働法における広報的法規の私法的効力」

神部教授における「制度的契約論」に関する対応は、「市民法的契約論」の立場からする「受容」論となり、「取り込み」論となり、「制御」論となっていた。そこでは「契約の外部性」に対する法社会学的認識が具体的に進行していた。

4, NTT行政裁判における厚労省の「答弁書」

多くの場合に企業年金の減額裁判は受給者の側の敗訴に終わっている。明確に勝訴に終わったと言える例としては神戸港湾労働者の事件があるだけではなかろうか。その他は、TBS（東京放送）の「和解」で終わった例や、地裁で勝利した後、高裁で敗訴となった早稲田の例などがあるが、多くのケースにおいて一審、二審で敗訴となり、最高裁で上告棄却となっている。ちなみに、これらの減額裁判は、時日において5年以上を要し、裁判所提出書類の印紙代として一定金額の支出を要するのが通例となっていると見受けられる。受給者による「意義申し立て型」減額訴訟の場合、抵抗運動の担い手となる少数派の受給者が運動を継続するために負担している費用はかなり多額なものとなっていた。

これらの企業年金減額訴訟において特異な事例となっているのはNTT（日本電信電話株式会社）における減額訴訟である。NTTの企業年金受給者は、東京地裁で敗訴を経験するだけでなく勝訴も経験している。東京地裁は、2005年9月、NTTの企業年金受給者の減額差し止め訴訟について「棄却」の判決を行ったが、2007年10月には「NTT東西」の受給者減額を認めないとする厚労省の措置を「正当」とする判決を行っている。後者は、企業の側の減額申請に対して行政が下した不許

可の措置の容認であり、受給者の側の受給権を擁護する措置となっていた¹⁰⁾。

これら四者、すなわち、NTT企業年金の受給者、企業としての「NTT東西」、厚生労働省、東京地方裁判所の四者における相互の輻輳した関係については、以下の3段階における事態の推移を見る必要がある。

【第1段階】

NTTの年金受給者は、企業の側による減額提起に受身の立場で対応するのではなく「道なき道を切りひらく開拓者精神」で積極的に立ち向う方針を採用し、企業の側から減額提案がなされる以前の時点で東京地裁に「減額差し止め訴訟」を提起した。「差し止め請求」は、2005年8月、東京地裁で棄却された。その際、「差し止め訴訟の棄却は減額の承認ではない」とする趣旨の説明が東京地裁の判事によって受給者になされている。

【第2段階】

企業としての「NTT東西」は、企業年金受給者に対する減額を内容とする年金規約変更申請を厚生労働省に行った。NTTの企業年金は、いわゆる「適格年金」であり、減額措置には監督官庁の許可が必要であった。2006年2月、厚生労働省は「NTT東西」による減額申請を不承認とする決定を行った。

【第3段階】

「NTT東西は」は、ただちに、東京地裁に対し、「国（厚生労働大臣）」によってなされた処分を取り消しを提訴した。厚生労働省と「NTT東西」の間で「行政裁判」が開始された¹¹⁾。NTTの年金受給者は「利害関係者」としてこの「行政裁判」に参加することを要請し、2006年10月、承認された。「訴訟参加申立人」は517人を数えていた。NTTの年金受給者は、年金減額問題で、厚生労働省と並んで東京地裁の被告人席に着き、「NTT東西」と対峙することになった。2007年10月、東京地裁は「NTT東西」における年金減額を認めないとする判決を下した。勝訴したのは厚生労働省とNTTの年金受給者であった。

企業年金の受給者が、減額訴訟に関する「行政裁判」において行政の側に立ち、厚生労働省と肩を並べて勝訴し、企業の側を敗訴に追い込むという異例の経過において、特徴的な二つの事態が引き起こされていた。

その一つは、準備書面の「黒塗り問題」である。企業の側の申し立てで準備書面の一部が「企業秘密」を理由に黒塗りされていた。NTTの年金受給者は「訴訟参加人」として黒塗りの取り消しを裁判所に申し立てたが、厚生労働省もこれに同調した。「官民協調」の成立であった。

もう一つは、厚生労働省が「答弁書」を提出し、そこで減額問題に関する画期的な行政指針を明示したことである。

厚生労働省は1997年の年金局長通知で受給者の「2/3の同意」があれば企業年金の減額は可能であるとする行政指導を行ってきたのであったが、NTT裁判の段階で、「2/3条項」は必要条件に過ぎないとする理解を明らかにした。企業年金にとって企業の存続が絶対条件であり、企業の存続が脅かされるような事態が生じているならば年金減額は認められるが、そうでない限り減額は不可である

とする指針が明示されたのである。2006年7月、厚労省が東京地裁に提出した「答弁書」によれば、「NTT東西」が株主配当を継続していながら年金減額を行うとするのは公序良俗に反する行為にはかならないとされた。

以上の経過において、厚労省が「NTT東西」の年金減額申請を承認しなかった経過の基底部分を構成し、同時に、東京地裁が「NTT東西」による行政不服の申し立てを排除した経過の基底部分を構成していたのは、ほかならぬNTT企業年金の減額に抵抗してきた受給者有志の運動であったことが確かであろう。とくに「NTTの年金減額に反対する東京連絡会」が主役となった「差し止め請求」の《創意性》と「行政裁判」参加の《積極性》が行政と司法の社会的公共性発揮の基盤となる市民的社会運動の担い手となっていた経過に注目することにしたい。

先に「制度的契約論」への対応として「市民法的契約論」の立場からする「契約の外部性」認識の提起がなされている例を民科法律部会総会における論議として紹介した。NTT年金受給者による減額問題への取り組みもまた「制度的契約論」に関する「契約の外部性」認識の事例になっているのであり、「市民法的契約論」の展開の例となっているのであった。

5、年金受給権をめぐる最高裁判決の揺らぎ

近時において企業年金減額問題が法廷で争われた例は約30を数えることができるが、2011年時点において、企業年金について最高裁の判例が示された例としては次の7例を挙げることできる。これら最高裁の判例において、企業年金の受給権に関する法的解釈は流動的な内容となっている。

2007/05/23	松下第一次訴訟	最高裁	上告受理せず	▲受給者敗訴
2008/10/10	港湾労働安定協会	最高裁	上告受理せず	○受給者勝訴
2010/03/16	もみじ銀行事件	最高裁	原判決破棄	○受給者勝訴
2010/04/15	りそな銀行事件	最高裁	上告棄却	▲受給者敗訴
2010/06/08	NTTグループ	最高裁	上告棄却	○受給者勝訴
2010/10/26	松下第二次訴訟	最高裁	上告受理せず	▲受給者敗訴
2011/03/04	早大減額訴訟	最高裁	上告受理せず	▲受給者敗訴

企業年金の受給者にとって、最高裁の判例はどのような方向性を示していると理解されているか。早大の減額裁判の機会に示された受給者の側からする最高裁への対応を紹介したい。早稲田大学の年金減額訴訟における原告団の中心となっていた弁護士であり同大学名誉教授である佐藤昭夫氏によって編著『早稲田大学企業年金裁判―「連絡会」運動とともに』（2010年）が公刊されている。この大部の書は、副題が示すように早大に限定されない「企業年金の受給権を守る連絡会」に加わった7連絡会の立場からなされた司法批判を含む発言記録となっている。以下、その紹介と摘記。括弧内は同書のページ数¹²⁾。

○多くの「高裁」判決が「契約や法の原則」に違反するだけでなく「最高裁判例にも違反」している実態にある。最高裁は「高裁」判決に正統性を与える場となるだけでなく、「高裁判決破棄」の機能を充

分に発揮して欲しい (p.449)。

- 早大の減額減判における東京地裁の判決が原告勝訴となった後、東京高裁において示された逆転判決が「青柳判決」であった。この「青柳判決」においては、法の裁定に「我が国の経済力や財政状態」などの判断基準が持ち込まれた。受給者からすれば「青柳判決」は「俗論」であった (p.8, p.259)。
- 元早大政経学部教授の安藤哲吉氏が早大受給者を代表して法廷で行った「陳述」は、企業年金について諄々と説く「社会政策論」の講義となっていた。安藤氏によれば、企業年金は「fringe benefit」(周辺給与)であり、それは「後払い賃金」にはほかならなかった。安藤氏は、法廷陳述の後、間もなく急逝。東京地裁における安藤「陳述」は故安藤教授による「最終講義」となっていた。(p.71.f)
- 明治安田生命で団体年金担当であった久保木清三氏が早大受給者の依頼を受けて「意見書」を提出した (p.152.f)。久保木氏の場合は早大理事会の年金減額要請に「年金数理」における合理性が欠落していることを説く意見となっていたが、その際、拠出金、脱退率、責任準備金、資産運用など「年金数理」について明快な説明がなされた。企業年金の受給者の間には「年金数理」の議論に立ち入ることは企業経営の論理という呪縛に捉われることになるとする先入観が強くあった。久保木氏は年金減額の根拠とされる「積立不足」に使用者としての義務の不履行があり「長期シミュレーション」の設定にしばしば不十分さがある事態を指摘し、「経営の論理」という「相手の土俵に上がって相撲をとる」余地が充分にあることを受給権者たちに説いていた。早大裁判の控訴審判決に接した久保木氏は、判決が「年金制度についての理解を全く欠き、看過できない…」ものとなっているとする「意見書」も発表した。(p.366)
- 近時の最高裁判例で注目されるのは「もみじ銀行事件」における判決 (2010/3/16) であった。それは、役員に対する「退職慰労年金」の減額問題であったが、「一方的に契約内容を変更することができないのが原則である」とする最高裁判決には「不利益変更遡及」否認の文言と「事情変更の論理」否認の趣旨が含まれていて注目された。(pp.396-397)
- 早稲田大学の法学部において、長年、法学教育に携わってきた佐藤昭夫氏は、その立場において「年金受給権の法理」について論じるに止まらず「裁判や裁判官とはどういうものか」について「私の考え」を述べた (p.10)。佐藤昭夫氏が問題にするのは裁判官の目に余る「天下り」実態であった。松下電器受給者が敗訴した大阪において、裁判を担当した「裁判所長」の某氏は、退職後、「松下の監査役に就任」した。松下電器が勝訴した裁判を担当した裁判官の某氏は、退職後、松下裁判を勝利させた弁護士事務所に就職した。(p.408)。

これら受給者の発言においては、司法の実態に対する批判だけではなく、「制度的契約論」の運用を含む民法の運用に関する具体的提言もなされていた。

- 年金減額に関し商社丸紅やTBSにおいて選択された「和解」については、民法上の重要な運用法として注目すべきである。その場合、「裁判上の和解」だけでなく「裁判外の和解」にも注目する必要がある。(p.9, p.402)

『早大企業年金裁判』が刊行された機会に「企業年金の受給権を守る連絡会」主催のシンポジウム「年金受給権の法理と裁判」が、2011年4月14日、各受給者団体から約40人が参加し新宿農協

会館で催された。会場で配布された発言者の「レジュメ」によれば、そこでは次のような見解が示されていた¹³⁾。

- 制度的契約論については提起者である内田貴氏が「裁判規範たりえない」ことを認め「試論」であるとしている。そもそも「2/3の同意」条項は団体法理にあてはまらない。（「シンポ発言」）
- 「年金減額」は確定した債権の「免除」要請である。我が国の民事裁判は「弁護士強制主義」をとっていない。債権者は「本人訴訟主義」で対応できる。（「シンポ発言」）

現時点において、最高裁にあって「事情変更の論理」が原理的に認められる事態は生じていないのであり、「制度的契約論」の無条件適応については司法の場における抑制がなされているのであった。そのような実態について、企業年金受給者の立場からは注意深い観察と慎重な対応がなされているのであった。

6、法解釈学としての「关系的・制度的」契約論

松下企業年金裁判の第一次訴訟において最高裁判所の最終判決が示されたのは2007年5月であった。その直後の2007年11月、北海道大学法学部において科学研究費を得た研究会が開催され内田貴氏による講演「制度的契約の構想」がなされた。共催団体は北大民事法研究会および北大公法研究会であった。内田氏による講演の記録は『北大法学論集』（59巻1号、2008年5月）に発表された後、2010年7月に羽鳥書店から刊行された内田貴『制度的契約論—民営化と契約』（前掲）に収められた。（以下、括弧内は同書からの引用ページ数。）

【構想の背景】

内田氏による「講演：制度的契約論の構想」は、松下年金裁判と内田氏の関係、とくに内田氏が「鑑定意見書」を提起するに至った経過と内田氏の同裁判に対するスタンスについてかなり率直に語った発言記録となっている。そこでは、民事法廷と法曹界および民法学会との「交流」の状況が具体的に語られた。また、内田氏の学説である「関係契約説」と「制度関係説」が提起されたそれぞれの動機について説明がなされ両者の関係が論じられた。

内田氏は制度的契約論を『ジュリスト』誌で展開し「理論的に詰める」前にその理論を「実践で試す機会」が与えられたのであり、それが松下幸福年金訴訟に関する「鑑定意見書」の執筆であったと語る（p.140）。しかし、実際にはもう少し複雑な事情と経過があった模様である。

「私が常日ごろから尊敬している高位の方から、自分の友人の弁護士の事務所を抱えている厄介な事件がある。お前に相談したいと言っているのだから会ってやってくれないかというご依頼がありました。」（p.140）
 「ほかならぬその尊敬している方からのご依頼でしたので断ることもできないと考えまして、取りあえず会って話を聞くことにしました。」（p.140）

内田氏によれば、ある「高位の方」が、松下年金訴訟で大阪地裁に先行して裁判が進行していた大津地裁における「裁判官の対応」を見る限り「どうも分が悪い」と判断され、そこで「意見書が欲しい」という内田氏に対する「ご相談」がなされたのであったという（p.141）。

内田発言によれば、日本の司法の世界には「高位の方」が存在し、「高位の方」が地裁の判決動向に目配りをしているのであり、場合によっては一定の対策的配慮を試みる仕組みが機能しているのであった。さらに、一定の対策的配慮について事後の評価がなされる仕組みが機能しているのであった。

内田氏は、自らが筆を取った松下訴訟における「鑑定意見書」について言う。「自分で言うのも何ですが、この意見書はかなりインパクトがあったようでして、裁判所の態度が一変したと弁護士の方が言っておられました。」(p.141)内田氏はこうも言う。松下電器は大阪地裁で全面勝訴し、判決は「制度的契約という言葉は使っていませんけれども、やはり意見書に沿った論理で展開されました。」(p.142)。

ところで、松下裁判の途次において、裁判原告団である「受給者の会」は、内田氏の「鑑定意見書」を入手し検討を行っていた。しかし、ある日、「受給者の会」において、内田氏の「鑑定意見書」の内部コピーと配布は中止された。そのことに関連して内田氏は次のように記している。「原告団はホームページを作っておりまして、そこに私の意見書が無断転載されたこともありました」(p.141)。「第2意見書は、原告団のホームページには掲載されなかったのではないかと想います…」(p.142)。裁判進行過程における「鑑定意見書」の扱い方については未確定の部分があったようである。

【作為としての構想】

内田氏における「関係的契約」あるいは「制度的契約」の観念は相違する概念規定とはなっていたが相克する概念規定とはなっていなかった。両者ともに解釈法学を自認する理論的立場において提起されていたのであり、両者はともに企業年金に関する操作観念として相互補完の関係において位置づけられていた。

内田氏によれば、年金契約における給付引き下げには「事情変更による契約改訂」を正当化する必要があった。しかし、最高裁は「事情変更の原則」について「契約通りの履行を強制することが信義則に反する」という要件を満たした場合にのみ「肯定的な適用」を認めているのであった。したがって、松下電器の経営状態において「事情変更の原則の要件が充足されるのか」と言う問題があった(p.144)。

そこで、内田氏は、まず、就業規則の不利益変更の法理を参考に年金契約変更の「社会的妥当性」「変更手続きの合理性」などの要件を充足させる論理を構築する。その上で、内田氏の「鑑定意見書」における「制度的契約論」が登場することになる。その際、内田氏の言によれば「最後の部分は関係的契約の法理」を「使った」のであった(p.146)。

ところで、内田氏は、このような手法の駆使について弁明する。「大企業を勝たせ気の毒な退職者を負けさせたというような印象を持たれるかもしれませんが、必ずしもそうではないのです」(p.146)。内田氏の「制度的契約論」の適応には適応者に対する慰撫が伴うのであった。

法解釈学に「背景」と「作為」が伴っているがゆえに「慰撫」も伴うことになると見ておきたい。

結び—「市場の論理」を覆う「市民の論理」

松下電器の年金訴訟で減額提案を擁護する「鑑定意見書」を発表した東京大学の内田貴教授は、その後は法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与として「民法（債権法）改正検討委員会」の事務局長の任にあるとのことである。代表的著作である『民法Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ』（東京大学出版会）は最近に至るまで版を重ね改定を加えている。内田氏における日本国の民法典改正作業において、内田氏特有の「制度的契約論」の法規としての規範化はどのように進行するのであろうか。

柔軟な法解釈学の立場を自認する内田氏であった。「伝統的な契約法学から、現実の契約プロセスを取り込んだ契約法学」への接近を試みる内田氏であり、「契約プロセスが属する共同体の内在的規範への共感が決定的に重要である」とする視点を明らかにしていた内田氏であった¹⁴⁾。

内田氏の民法典改正作業においては、「内在的規範を共同体の意識の中から構成する」視点が重視されていたのであるが、その際、内田氏の視野に取められていたのはユルゲン・ハーバーマスの社会理論であった。内田氏は言う。「私は現代社会の捉え方としてはハーバーマス理論に依拠することが説得的であると考える」¹⁵⁾。

内田氏が注目するハーバーマスの理論構成は、「生活世界」と「経済サブシステム」の「相克」の直視にあった。そう捉えた上で、内田氏は、現代契約法の理論構成として「市場の論理」と「棲み分け」られた「市民の論理」を確認するのであり、「市民の論理」から「実定法に吸い上げる論理」として「現代契約法」を確認するのであった。

一方で、企業年金の減額裁判は、NTT減額裁判における受給者の減額反対運動を参加型市民運動として展開させる場となっていた。他方で、「制度的契約論」は、年金減額反対運動が参加型大衆運動として展開される限りにおいて、「市民法の契約理論」をも「実定法に吸い上げる」機能を発揮する理論構成を容認する姿勢を示しているのであった。

〔北大の研究会で配布されたレジュメ中の図表〕

(内田貴『制度的契約論』p.158)



先に見た内田氏の北大における「講演」で明らかにされた「構想」は以上のような図表として示されている。この図表によれば「古典的契約観念による年金受給権の場」は見出されないことにな

る。

* * * *

法の解釈が法廷で争われ、法の理論を背景とする「鑑定意見書」が交錯し、各審級順序の判例と評釈があふれ出し、行政指導と利害関係者の運動展開が入り乱れる状況にあって民法改正事業が進行する契約理論の今日的動態を目撃するにつれ想起されるのは、120年前の「明治国家」形成過程における民法典の成文化にあたり形成過程にあってボアソナードや梅謙次郎、富井政章らが果たした「法の思想家」としての役割である。

明治政府から招聘され1873年（明治6年）から1895年（明治28年）に至る23年の在日期間に、刑法・知刑法、民法各法典の起草にあたっていたフランスの法学者・ギュスタフ・ボアソナードは、司法省法学校、和仏法律学校、明治法律学校などにおいて「法の精神」を説いていた。1890年（明治23年）、「民法典」「商法典」が公布され、その実施の可否をめぐって「法典論争」が繰り広げられた。「民法出デテ忠孝滅ブ」とする民法典実施「延期派」の前に「実施派」は敗退する。和仏法律学校の梅謙次郎、富井政章らの「実施派」の先頭に立っていたボアソナードは、次のような見解を明らかにしていた¹⁶⁾。

「ローマ法が長い間、私たちの法を正してきたように、フランスの法典は、諸君たちの古い慣習を完全なものへと正したのです。それは、〈書かれた理性〉ということです。」

「契約を尊重して特定の義務を命じたり、労働の成果である所有権と…不動産の譲渡の宣言については、決して勅令で行われるものではありません。」

民法の制定者たちによって説かれていたのは「勅令」の權威に屈しない「理性の法」であった。民法の現代法化にあって堅持されるべきは「司法（Legislation）の論理」における「私法（Civil Law）の精神」ではなかろうか。

- 1) 企業年金減額訴訟の提訴経過については、城塚健之（大阪法律事務所）「企業年金減額の背景と訴訟の動向」ほか6編の報告が担当の法律事務所・弁護士によってなされている。『労働法律旬報』（No.1620, 2006年3月下旬号）を参照。
- 2) 確定企業年金法において「事前積立」制の採用がなされ、企業と信託銀行と年金数理人の管理体制が出来上がっている構造については早大の李洪茂、小笠原義秀両教授による『企業年金が危ない！』（講談社+α新書、2009年）が詳しい。たとえば同書、53ページ。
- 3) 東京放送年金受給者の会刊『ドキュメントTBS年金闘争』（2007年）を参照。
- 4) 阿部芳郎『企業年金減額に立ち向かう法一訴訟現場からのレポート』（本の泉社、2007年）75ページ、99ページ、を参照。
- 5) 松下電器の減額訴訟においては、龍谷大学の川角芳和教授によっても「鑑定意見書」が法廷に提出されている。川角氏による内田学説に対する批判は「大阪地裁松下半年訴訟に関する一考察—「制度的契約論」考—」『龍谷法学』（38巻4号、2006年）において明らかにされている。
- 6) 内田氏の松下半年訴訟における「鑑定意見書」は2004年4月13日付けとなっている「第一」と2005

- 年8月6日付けとなっている「第二」とがある。内田氏は「鑑定意見書」（第一）において初めて「制度的契約」論を展開した。内田氏の「制度的契約論」が最初に本格的に展開されたのは「民営化（privatization）と契約—制度的契約論の試み」（『ジュリスト』No.1305～1311, 2006年）においてであったと見受けられる。「制度的契約論」のキーワードは「民営化（privatization）」にあった。なお、内田氏の『ジュリスト』論文は、その後、内田氏による「松下鑑定意見書」（第一、第二）とともに内田貴著『制度的契約論—民営化と契約』（羽鳥書店）の主内容を構成する論考として同書に収められた。
- 7) 内田氏はすでに「関係的契約論」展開の段階において「事情変更の原則」に対する柔軟な姿勢を見せていた（前掲『契約の時代』112ページ）。
 - 8) 民主主義科学者協会の2008年度総会の内容に関しては、同協会法律部会の『会報第157号』（2008年10月15日）の案内およびコロキウム会場で配布された報告者のレジюмеが参考になる。なお、企業年金の受給権を守る連絡会の例会では2008年12月、高橋「企業年金と『制度的契約論』—民科法律部会総会における論議—」がなされている。
 - 9) 松下年金裁判における「内田意見書」と「川角意見書」の対峙関係は、川角教授によれば「理論と実務の架橋」を意味する内容となっていた。川角教授は、「関係的契約論」が「制度的契約論」へ転移する経過に、司法の論理における、さらには内田教授による、制度的「自己抑制」契機の発動を見出しているように見受けられる。前掲「特集/企業年金減額問題」（『労働法律旬報』2007年6月下旬号）所収の川角論文を参照。
 - 10) 「NTTの企業年金減額に反対する東京連絡会」が発行した『NTT企業年金減額差し止め』の記録』（2007年11月）を参照。
 - 11) ここで言う「行政裁判」は帝国憲法体制下の行政裁判所における行政裁判と異なる。日本国憲法においては行政事件もまた司法裁判所の管轄事項であった。
 - 12) 早稲田大学の年金減額訴訟における原告団の中心となっていた弁護士であり同大学名誉教授である佐藤昭夫氏によって編著『早稲田大学企業年金裁判—「連絡会」運動とともに』（悠々社、2010年）が公刊されているが、この大部の書は、副題が示すように早大に限定されない「企業年金の受給権を守る連絡会」に加わった7連絡会の立場からなされた発言記録となっている。摘記紹介の際のコメントは高橋。
 - 13) 『早大企業年金裁判』が刊行された機会に「企業年金の受給権を守る連絡会」主催のシンポジウム「年金受給権の法理と裁判」が、2011年4月14日、各受給者団体から約40人が参加し新宿農協会館でで開催された。シンポの内容は、会場で配布された発言者の「レジюме」と一参加者（高橋）の「メモ」によってうかがうことができる。
 - 14) 前掲、内田貴『契約の時代』129ページ。
 - 15) 同上、内田貴『契約の時代』157ページ。
 - 16) 『法政大学歴代総長・学長の辞』（『法政大学大学史資料集、第32集』2011年3月刊）、47、48、ページ。

以上